

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 庁内体制

これまでの公共施設は、いわゆる縦割り行政の中、各施設所管課において管理等が行われてきました。具体的な取組みを進めるにあたっては、今後も各施設所管課における管理運営を基本としますが、施設の複合化等を検討する場合には、組織を横断した横の連携が重要となることから、公共施設の一体的なマネジメントを推進するための担当部署を定め、公共施設に関する情報の一元化や施設所管部局間の取りまとめ等を行うこととします。

なお、公共施設マネジメントを推進していく中で、必要があれば専門部署の設置についても検討します。

(2) 市民との協働体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケートや出前講座、行政改革市民会議等を通じて市民意見をいただきました。今後、本計画に基づき、公共施設の再編等を進めていきますが、その過程においては、市民や議会との情報共有を行い、理解を求めていくことが必要不可欠となります。

このため、具体的に個別施設の複合化や統廃合といった取組みを進める場合には、市民（施設利用者、地域住民等）への丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じてワークショップ等の手法を用いながら、市民参画の機会の確保等による合意形成を図ります。

2 着実な推進に向けて

(1) 基金の創設

公共施設の計画的な改修・更新等に必要な経費については、国の補助金等の活用や地方債の発行等により、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、基金の創設により、必要財源の確保に努めます。

なお、公共施設の再編等により余剰となった土地や建物を売却した収入については、原則、当該基金に積み立てることとします。

(2) 研修等の実施

公共施設の再編等を円滑に推進するためには、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むとともに、適切な人員配置と役割に応じた能力の向上が必要となります。

このため、公共施設マネジメントに関する職員への意識啓発や研修を

実施するとともに、公共施設の保全を適切に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や事業者等による公共施設の維持管理活動をマネジメント（指導、助言、モニタリング等）する技能を持つ職員の育成に努めます。

（3）本計画の進行管理及び着実な推進

本計画の進行管理については、計画期間の中でP D C Aサイクルに基づく管理を行うとともに、前期・後期に分割した各期間の中間年において進行状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

また、本計画は、20年という長期にわたる取り組みであり、施設の適正配置、施設総量の縮減等のほか、各種の取り組みを行っていくことは容易ではないことから、行政改革大綱実施計画に具体的な取組みを掲げることや、施設所管課において、必要に応じて国のインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を策定すること等により、計画の着実な推進を図ります。